



●好天のなか カイニヨの掃除●

4月2日(土)午前中、砺波市秋元のMさん宅でカイニヨの掃除を行いました。市内のサクラが満開を迎えるのどかな日中で、心地よい作業でした。参加した10人の会員はそれぞれ持ち寄った熊手や竹ぼうきで手際よく動いて2時間ほどで終了。家族の方が春になって一度は掃除され、特に前庭あたりはきれいにされていたのでスンバを集める程度で済みました。回収した落ち葉は、近くの田で燃やしたほか、会員が一部持ち帰りました。これは、畑の根切り虫対策と焼却灰を肥料として焼き畑効果に期待するとのことでした。

Mさん宅は、市指定保存屋敷林に指定されているスギ中心のカイニヨで、下枝が枝打ちされた20本余りのスギの高木が家の南から西面に配置されており、それが整然と2列に植えられていて樹叢全体に活気がみなぎっており安定したカイニヨを形成しています。下部にはツツジがたくさん入り、南、西、北の3面には手入れの行き届いたヒサカキの生垣がカイニヨを囲んでいます。前庭から東南面には、カキ、モチ、マツ、カエデ、アオキが入り、地床のコケが美しいです。北角には、モウソウチクが入り、コケ育成のため中木が一部伐採されていて明るく立体感のある屋敷林で、人と深く関係している形が見えます。カイニヨとの付き合い方の見本となるパイオニアです。

当日の活動の様子を、北日本、富山、北陸中日の3紙が取材し、翌日大きく報道されました。



■総会案内■

□日時 平成28年 5月22日(日) 午後1時30分から

□場所 旧中嶋家(チューリップ公園内)

□議案 ・平成27年度事業と会計報告 ・平成28年度事業計画案

●講演会 (総会后) ○講演者 天野一男(当倶楽部事務局長)

○演題 「17年間の活動の成果と問題提起」 意見交換会を予定しています

▲一人暮らしのお宅のカイニヨに手を一支援隊25名 汗をかく▲

カイニヨお手入れ支援隊(松田 憲・代表)の25名が、4月13日 大井 武宅(鷹栖)のカイニヨの伐採・整枝・敷地内枝葉の除去等を行った。カイニヨ倶楽部からも2人が手伝った。

大井宅のカイニヨは、スギ中心にケヤキ・エノキ・カキ・タイサンボク等の高木とカエデ・モチ・ツバキ・サワラの中木の下にアオキ・ヒサカキが多数成立。風通しが悪くなって「なんとかしてほしい」との依頼を受け支援を行った。

当日の作業は、高木の枝おろし班4人とその手もと、中低木整枝班5人、道路まで運び出しトラック2台と軽トラ1台がクリンセンターまで運搬(延23台)をそれぞれ分担。さわやかな汗を背に感じ、午後4時に終わった。

手がけたのはスギ枝おろし11本、高木伐採7本、サワラ・マツ・タイサンボク・モチ等の整枝15本、多数の中低木を整理した。母屋のうしろ、表場のスンバ除去、屋根の掃除も行った。

すっきりした屋敷にふれ、大井さんは「大変よ
をしていただいた。一人ではどうにもならず困
感謝・感謝」と言葉を。解散時丁度風がおさま
小雨が落ちてきた。それぞれ満足感を胸に帰途
ついた。

大井さんの喜び以上に、カイニョがよろこん
次代につながる誇れる「こうりやく」だった。
枝おろし)



支援隊の作業の様子（高所作業の

砺波市議会と「散居村」・・・川辺一彦砺波市議会議員に原稿を寄せていただきました。

砺波カイニヨ倶楽部原稿

川辺一彦市議会議員は平成28年3月議会定例会で、砺波市の観光振興における「散居村」の活用について質問した。【抜粋】

砺波市の代表的な観光資源である散居景観は、市の観光振興において欠く事のできない存在であるが、「散居村」の活用からすると今一步踏み込んだ「散居村」のPRが必要と考える。中でも「散居村」という用語は、私たち市民は勿論のこと富山県民も違和感なく通称語として使っているが、県外での認知度はかなり低く、地理学という学術用語の「散村」の方が通称語であるとも聞こえてくる。某社の新聞記事には「散居村は富山弁？」という記述もあったが、私達は分かっている、それを見聞きした観光ターゲットが理解されないようでは、折角の広報策が水の泡になっているのではないかと非常に残念である。

ここで「散居村」と「散村」の、明確な区別をしておく必要があると思うが、「散居村」という名称の認知度アップ策について市長の考えを問う。

夏野市長の答弁

この「散居村」という呼び名については、学術用語である「散村」と通称の「散居村」の両方が使われてきていますが、「散村」は「山村(ヤマムラのサンソン)」と同音で混同することなどから、富山県内の行政やマスコミでは「散居村」という言葉が一般化し、定着してきたものと言われています。

本市では、学術研究の分野で「散村」という名称を用いるほかは、砺波平野全体の散居景観を総称して一般的に「散居村」という名称を用いており、平成6年には日本全国の散居景観や形態を有する自治体に呼びかけて「全国散居村連絡協議会」を設立し、散居景観等の保全や活動等について「散居村サミット」として、互いに共有する課題や施策等について情報交換等を行ってきました。

また、平成18年6月に開館した「となみ散居村ミュージアム」では、日本の稲作農村を代表する景観のひとつと言われている「散居村」の魅力を伝え保全するとともに後世に残すため、調査・研究や普及・宣伝活動等を推進しています。さらに、本市の観光PRやポスターの掲示等を通じて「散居村」の魅力を全国に発信するとともに、砺波平野を一望できる鉢伏山に散居村展望台や展望広場を整備し、散居景観の壮大さを内外にアピールしているところでもあります。

お蔭様で現在では、首都圏や大都市等からの問い合わせでも「散居村」が一般的な名称として使われるようになってきており、北陸新幹線開業後のJR広報誌等でも「散居村」の特集が掲載されています。さらに、環境省が選定した全国500ヶ所の「生物多様性保全上重要な里地里山」には、「砺波平野散居村」として昨年12月に選定されました。

このようなことから「散居村」の名称については、内外ともに一定の認知が得られているものと考えておりますが、今後とも「散居村」の名称の更なる認知度の向上を図るため、本市が刊行する観光パンフレット等には、ルビ、注釈や散居景観の写真を貼付するなどして「散居村」をより印象付けるとともに、「となみ散居村ミュージアム」では「散居村」の魅力を伝える写真展・学習講座やシンポジウムの開催、関連パンフレット・啓発物品の作製等を通じて、この名称を広く周知したいと考えており、本市が誇る日本最大級のスケールと美しさを有する「散居村」の魅力と、その名称が日本全国に認知されるよう、今後とも積極的な情報発信に努めていきたいと考えております。

<ひとくちメモ> 「遺産」にも、いろいろありますが ?????

最近、「世界遺産」、「世界農業遺産」、「日本遺産」、「日本農業遺産」という言葉が、カイニヨを重要な要素とするとなみ野の散居村をめぐる、多方面で論じられています。そこで、これらの用語について整理してみます。

1「世界遺産」とは、顕著で普遍的な価値を有する文化遺産及び自然遺産を人類全体のための遺産として保護しようとするもの。1972年に国連(ユネスコ)で採択された正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。2015年7月現在で191か国が締結(日本は92年加入)。加入国は、それぞれ自国内の遺産を守る努力に加え、危機に瀕した他国の保護にも協力することとし、世界遺産基金への拠出が求められる。15年7月現在、文化遺産(802件)、自然遺産(197件)、複合遺産(32件)が登録されている。13年6月、富士山—信仰の対象と芸術の源泉が文化遺産として登録された。また、14年6月には、富岡製糸場と絹産業遺産群が、15年7月には、明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業が登録された。日本からはこれまで屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4件の自然遺産と法隆寺地域の仏教建築物、古都京都の文化財、厳島神社、富岡製糸場など15件の文化遺産が登録されている。なお、危機遺産としてアフガニスタンのバーミヤン古代遺跡群やイラクのアッシュール遺跡など46件を登録。

関連:無形文化遺産の保護に関する条約…歌舞伎、人形浄瑠璃文楽、能楽、和歌山県那智の田楽、和食(日本人の伝統的食文化)など22件が登録。

2「世界農業遺産」とは、国連食糧農業機関(FAO)が立ち上げたプロジェクトで、地域環境を生かした伝統的農法や、生物多様性が守られた土地利用システムを世界に残す目的で創設された。2011年には先進国で初めて、棚田を特徴とする能登の里山・里海、トキと暮らす郷づくりを進める佐渡の里山が認定された。さらに、13年には大分県国東半島・宇佐地域、熊本県阿蘇の草原、静岡県の茶草場が追加認定され、現在日本で8地域、世界では36地域を認定している。

3「日本遺産」とは、文化庁が2015年4月、全国各地の有形無形の複数の文化財を地域の歴史・文化に基づくストーリーとしてまとめ、18件を認定した。東京オリンピックまでに100件を認定する。世界農業遺産や世界記憶遺産、未来遺産は、いずれも貴重な遺産の価値づけと保護・継承を目的に掲げている。対して、「日本遺産」は、ストーリー性が前面に押し出されていて、審査員に歴史・文化の専門家が一人もいない。経済産業省の近代化産業遺産とよく似ている。文化財を生かした観光振興が、文化財への理解を深め、地域経済の活性化につながるよう、まず地域住民が文化財の価値と保存・継承の意義を理解しなければならないとともに、文化財の商品化の弊害を予測し、地域全体でその対応策を考えておく必要がある。

4「日本農業遺産」とは、農林水産省が2016年中の創設を目指す新しい制度。国連食糧農業機関が認定する世界農業遺産の国内版の位置付けで、伝統的な農林水産業の景観や生物多様性を日本独自の価値に基づいて評価するもの。伝統的な農法や農村文化を認定することで、次世代の担い手育成や農産物のブランド化を後押しする。世界農業遺産36地域のうち、中国と日本で全体の半分以上を占めており、今後の認定が狭き門になるとみられることから、日本独自の制度を設けるものとされる。日本農業遺産の認定に当たっては、国内農林水産業が後継者不足などの危機に直面している現状を考慮。ボランティアやNPO、企業などが農業に参加できる環境があること、生産者が加工、販売も手掛ける「6次産業化」に取り組んでいることや、災害にあっても復旧できる見込みがあることを基準に加える。富山県は3月9日の県議会で産師富士夫議員の質問に砺波平野の散居村の登録申請を検討すると答え、砺波市も応募を検討している。公募は、9月末まで。総数に上限を設けず、補助金などによる資金面の支援はない。